

平成 16 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 サ ダ マ ツ
代表者の役職氏名 代表取締役 貞 松 隆 弥
社 長
(登録銘柄 コード番号: 2 7 3 6)
問 い 合 わ せ 先 常務取締役 西 川 新 二
管理本部長
電 話 番 号 092 - 734 - 9657 (代表)

株主優待制度の変更に関するお知らせ

平成 16 年 4 月 22 日開催の当社取締役会において、株主優待制度の変更に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主優待の方法

毎年 8 月 31 日現在の株主および実質株主に対し、お買物優待券もしくは自社商品のいずれかをお選びいただき、年 1 回、以下の基準により発送する。

(1) 贈呈基準

(変更後)

お買物優待券の贈呈

1,000 株以上一律 お買物優待券 (10% 割引券) 1 枚贈呈

自社商品の贈呈

1,000 株以上一律 自社商品 (10,000 円相当の腕時計) の贈呈

上記、 の選択とする。

(変更前)

お買物優待券の贈呈

1,000 株以上 お買物優待券 (1,000 円券) 4 枚贈呈

3,000 株以上 お買物優待券 (1,000 円券) 8 枚贈呈

自社商品の贈呈

1,000 株以上 自社商品 (4,000 円相当) の贈呈

3,000 株以上 自社商品 (8,000 円相当) の贈呈

上記、 の選択とする。

(2) 利用方法

(変更後)

お買物優待券もしくは自社商品をお選びいただき、発送する。

お買物優待券は、当社店舗でのお買物にご利用いただく。

(変更前)

お買物優待券は、当社店舗でのお買物にご利用いただく。

自社商品をご希望の株主さまは、お買物優待券を返送いただいた時点で商品発送とする。



(3) 有効期限

(変更後)

株主優待商品は、毎年 12 月 31 日までに返送された選択はがきと引き換えに発送とする。お買物優待券の有効期限は、毎年 12 月 1 日より 1 年間とする。

(変更前)

お買物優待券は、毎年 11 月 1 日より 1 年間とする。

自社商品の贈呈については、毎年 11 月 30 日までに返送されたお買物優待券と引き換えに発送とする。

(4) お買物優待券取扱店舗

(変更なし)

当社全店舗

2 . 変更内容実施時期

平成 16 年 8 月 31 日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主より実施する。

以 上